

平成九年十月二十二日提出  
質問第五号

医薬品の適正使用に関する質問主意書

提出者 草川昭三

## 医薬品の適正使用に関する質問主意書

医療保険改革は橋本内閣の目指す行政改革の主要課題である。先の国会でも国民医療費二十八兆円体制の中で約三十%を占める薬剤費比率が議論されたところである。また与党三党の医療保険制度改革協議会は、現在の薬価基準制度に代わる制度としてドイツの例を参考にした日本型参照価格制度の導入を決めたと聞く。医薬品の適正使用を推進する立場から以下の質問をする。

一 現在、いわゆる参照価格制度を導入している国はどこか。導入時期を明記した上、それぞれの特徴と違いが分かるよう国別に説明されたい。また、同制度の導入前後で薬剤費と患者負担額がどのように変化したのか、併せて説明されたい。

二 ドイツでは同制度導入当初で全薬剤の十六%、現在でも六十%程度しか対象としておらず、対象外の薬剤は高騰したと聞くが事実か。また六十%程度しか対象としていない理由は何か。

三 医療機関が発行した院外処方せんの発行枚数を過去五年間にわたり年度ごとに明らかにされたい。

四 厚生省はいわゆる「面分業」を推進しているが現実には門前薬局や大型チェーン調剤薬局が全国の処方せんのかなりの部分を占めていると聞くが、毎月三百枚以上五百枚未満、五百枚以上千枚未満、千枚以上

二千枚未満、二千枚以上の処方せんを取り扱う薬局の数をそれぞれ明らかにされたい。

五 調剤報酬における調剤基本料は、処方せん枚数および集中度によって決められる。全国の請求薬局のうち次の①、②、③、④の比率は、どのような割合になっているのか、説明されたい。

① 特定の医療機関の処方せん集中率七十%以下の薬局で、処方せん枚数四千枚以下の場合。

② 特定の医療機関の処方せん集中率七十%以下の薬局で、処方せん枚数四千枚超の場合。

③ 特定の医療機関の処方せん集中率七十%超の薬局で、処方せん枚数四千枚以下の場合。

④ 特定の医療機関の処方せん集中率七十%超の薬局で、処方せん枚数四千枚超の場合。

六 全国の国立大学付属病院の処方せん発行率およびいわゆる門前薬局の実情を数を明記の上、明らかにされたい。また、門前薬局のうち国立大学関係の共済団経営の薬局数を明らかにされたい。

七 ドイツの参照価格制度における次の①～⑩のジャンルの錠剤カプセルの包装種別価格（N1・N2・N3）を明らかにされたい。

① Analgetika（解熱鎮痛薬）

② Antiarhythmika（不整脈用薬）

- ③ Antibiotika / Chemotherapeutika (抗生物質 / 化学療法薬)
- ④ Antidiabetika (糖尿病治療薬)
- ⑤ Beta-Rezeptorenblocker / Calciumantagonisten / ACE  
E·Hemmer ( $\beta$ 遮断薬 / Ca拮抗薬 / ACE阻害薬)
- ⑥ Broncholytika / Antiasthmatika (気管支拡張薬 / 喘息薬)
- ⑦ Hypnotika / Sedativa (睡眠薬 / 安定剤)
- ⑧ Kardialka (強心剤)
- ⑨ Koronarmitte (冠拡張薬)
- ⑩ Lipidsenker (脂質低下薬)
- ⑪ Magen·Darm·Mittel (胃腸薬)

右質問する。